個人情報保護方針確認のお願い

個人情報保護方針

ヤックスドラッグ薬局（(株)千葉薬品）は、「全ては、喜びのために。社会を支える事業を新化させる」という理念のもと、お客様・患者様に満足していただける商品・サービスの提供を行うために、お客様・患者様の個人情報をお預かりしております。個人情報を取り扱う事業者としてその重要性を認識し、個人情報の取り扱いに関する法令や国が定める指針を遵守するとともに、個人情報の適切な取り扱いの維持向上に努めてまいります。

2024年6月1日
株式会社会社　千葉薬品
代表取締役　齋藤 昭生

個人情報の取り扱いについて

１．個人情報の収集・利用目的について

当社は、収集した個人情報を以下の目的の為に利用させていただきます。

① 当社が患者様に対してする調剤サービス及び薬剤情報の提供・指導その他の治療支援
② 調剤を行う上で必要な医療機関への照会
③ 保険請求業務
④ 患者様にかかわる当社の管理運営業務（会計・経理、事故報告、当該患者の調剤サービスの向上等）
⑤ 当社において行われる教育研修
⑥ 学会・学術誌等での発表（個人情報は個人を特定できないように匿名化します）
⑦ 患者様に対する健康維持増進・疾病予防に有益と思われる情報のご提供
⑧ 調剤サービスその他の業務の維持・改善目的、情報分析等の研究目的、患者様に対する前項の情報提供目的のため、匿名加工情報又は統計データの作成、分析及び譲渡を行うため

上記以外に個別に利用目的を明示した場合

２．個人情報の管理について

① 当社は、患者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者様の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は患者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
② 当社は、患者様の個人情報について患者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当社の規程に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

３．個人情報の第三者提供について

当社は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ患者様の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、以下の利用目的に該当する場合は、患者様から特にお申し出のない限り、医療・調剤サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、患者様の個人情報を第三者に提供する場合があります。

① 患者様への医療の提供のため、他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との必要な連携を図るため
② 調剤サービスに際し、処方箋発行元の医療機関・医師等に照会するなど、外部の医師等の意見・助言を求めるため
③ 患者様への医療の提供のため、他の医療機関等からの照会に応じるため
④ 調剤サービスに際し、ご家族等への説明を行うため
⑤ 医療保険事務（審査支払機関への診療報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答等）のため
⑥ 薬剤師賠償責任保険等などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等のため
⑦ 外部監査機関への情報提供

４．個人情報の第三者への委託について

当社は、以下の場合を除いて、個人情報を第三者に委託することはありません。
個人情報に関する機密保持契約を締結した業務委託会社に対して、ご利用者に明示した利用目的の達成に必要な範囲内でご利用者の情報を委託致します。
また、定期的に個人情報保護管理体制の状況確認を致します。

①医薬品・医薬品に関係する資料等の配送業務
②メール配信業務

５．匿名加工情報の取り扱いについて

（１）当社は、患者様の個人情報から、患者様を識別する事ができないよう加工した匿名加工情報を作成しています。なお、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目は以下のとおりです。

氏名・生年月日・性別・被保険者記号と番号・公費受給者番号・医師の氏名・処方日・調剤日
調剤報酬明細書記載の処方・調剤履歴（薬剤名、用量、剤型や調剤報酬に関する調剤料、調剤基本料等の加算点数に関する情報）
会員番号・購買情報（商品名、数量、金額、購入日時、購入店舗）

（２）匿名加工情報は、経営改善等のデータ分析を目的として、セキュリティが確立された伝送方法にて定期的に第三者に提供されます。当社および提供先の第三者いずれも、匿名加工情報に対して安全管理措置を講じ、適切に管理しております。

６．ご利用者様からのお問い合わせについて

ご利用者は、当社が収集させていただいたご利用者ご自身の個人情報について、開示・訂正・追加または削除を請求することができます。また、当社は個人情報に関するお問合せ・苦情・ご相談・ご利用の停止を申し受けます。これらの申込があった場合には、合理的な範囲で適切に対応させていただきます。その場合は、以下の「個人情報に関する連絡先」までご連絡下さい。

7. 本お客様情報の取扱い方針の変更

この取扱いは必要に応じて変更いたします。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

個人情報に関する連絡先

株式会社　千葉薬品
千葉薬品お客様相談室
薬局担当個人情報管理者　TEL：0120-044-089
受付：月曜日~金曜日（土、日、祝祭日、年末年始は除く）
9：00～12：00　13：00～17：00

調剤報酬点数表（令和７年４月1日施行）

第１節　調剤技術料

令和７年３月12日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料 ① 調剤基本料１	○	処方箋受付1回につき ②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定 45点
② 調剤基本料２	○	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ）月4,000回超＆上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 ロ）月2,000回超＆集中率85%超 ハ）月1,800回超＆集中率95%超 ニ）特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料３	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計 および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ）・月3.5万回超～4万回以下＆集中率95%超 ・月4万回超～40万回以下＆集中率85%超 ・月3.5万回超＆特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ）・月40万回超（または 300店舗以上）＆集中率85%超 ・月40万回超（または 300店舗以上） ＆特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ）・月40万回超（または 300店舗以上）＆集中率85%以下	イ）24点 ロ）19点 ハ）35点
④ 特別調剤基本料Ａ	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）＆集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料Ｂ	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等） 〃　（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点 5点
地域支援体制加算１ 地域支援体制加算２	○	調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上 調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋選択8以上	32点 40点
地域支援体制加算３ 地域支援体制加算４		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上 調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋選択8以上	10点 32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算１、２、３	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算１：21点、２：28点、３：30点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算１	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算２		同加算１の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄＆無菌製剤処理体制 または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算１ 医療DX推進体制整備加算２ 医療DX推進体制整備加算３	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで	10点 8点 6点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下　190点 8～27日分 190点 ＋10点／1日分(8日目以上の部分) 28日分以上　400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬	○	1日につき　※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（　〃　）または 原液を無菌的に充填	 69点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 147点） 69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤 液剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	 7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬） 錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤 液剤		1調剤につき	 90点 45点
自家製剤加算（外用薬） 錠剤、ﾄﾛｰﾁ剤、軟・硬膏剤、ﾊﾟｯﾌﾟ剤、ﾘﾆﾒﾝﾄ剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤		1調剤につき	 90点 75点 45点
計量混合調剤加算 液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤		1調剤につき　※内服薬・屯服薬・外用薬	 35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第２節　薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料 ① 内服薬あり		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	－	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時　3点 2回目以降（処方変更・追加）3点
医療情報取得加算	－	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料 ① 通常（②・③以外）		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算１		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算２	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算３		イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		ロ）選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	－	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
	－	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算１		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算２	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算３		イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		ロ）選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料１		月1回まで	185点
外来服薬支援料２		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料１		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料２	－	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績あり または それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1）糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2）慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	 60点 60点
服薬情報等提供料１		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料２		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ）保険医療機関、ロ）リフィル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料３		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 ① 単一建物患者　1人 ② 単一建物患者　2～9人 ③ 単一建物患者　10人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	 650点 320点 290点 59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応　※新興感染症対応 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	 500点 200点 59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1）疑義照会に伴う処方変更、2）処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第３節　薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃　（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料Ａ・Ｂの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第４節　特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者　1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者　2～9人		379単位
③ 単一建物居住者　10人以上		342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の　5%

処方せん受付

【受付時間】

月～土曜日　9:00～18：00

日・祝祭日　閉　局

ヤックスドラッグ旭萬力薬局

患者さま各位

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することと致しました。

公費負担医療受給者で医療費自己負担のない方におきましても明細書を無料で発行致します。

明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、ご理解をいただき明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

ヤックスドラッグ旭萬力薬局

ヤックスグループの調剤薬局は

ジェネリック医薬品

への変更を応援します。

是非、ご相談下さい

- 負担金を少しでも抑えたい方
- 服用中のお薬について、錠剤の大きさ・味など不満をお持ちの方
- ジェネリックに変更したいけど・・・効果・効能に不安をお持ちの方

ジェネリック医薬品て何？

新薬の開発には、膨大な費用と時間を要する為に20～25年の販売特許期間が与えられます。この期間を過ぎると、同一成分について適合試験をクリアすることによって発売許可が与えられます。従って、一般的には先発品よりも価格は8～2割となる訳です。

患者のみなさまへ

令和６年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**

■ この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の４分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※ＱＲコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の４分の１相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。

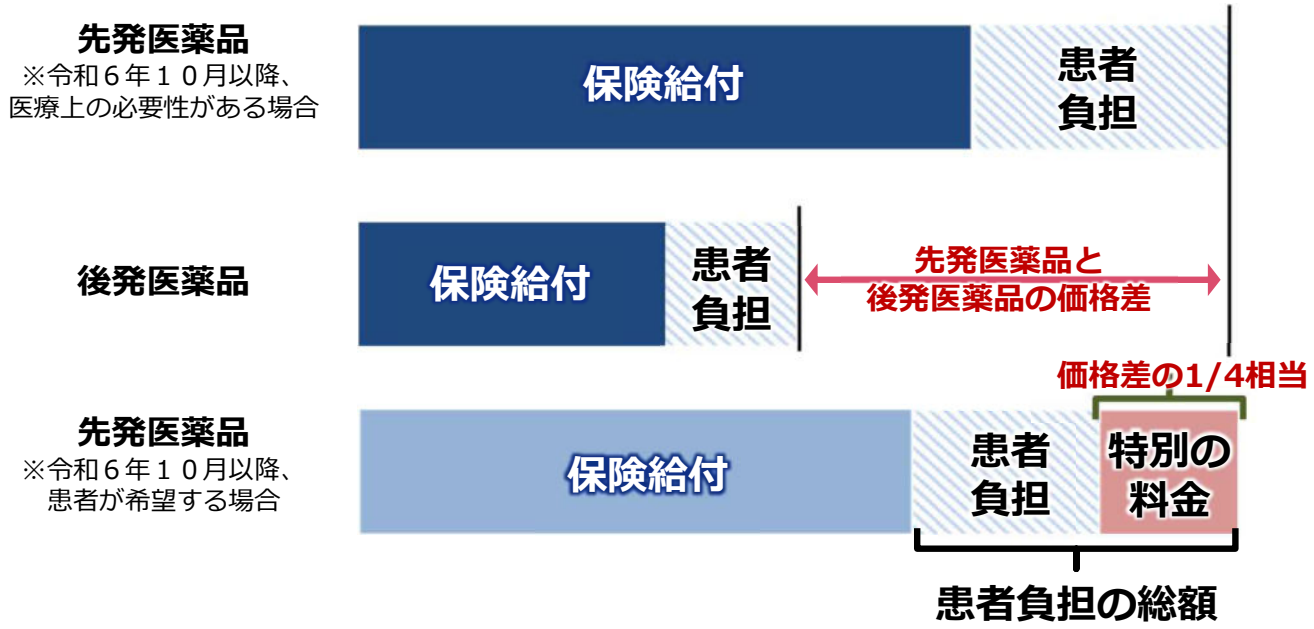

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。